

## 公告

### 公募型プロポーザルに係る手続開始について

下記の業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので次のとおり公告する。

令和5年8月29日

越前市長 山田 賢一

#### 1 実施の目的

広報紙は、市政情報等をわかりやすく、正確に市民に提供することを求められている。

多様な年齢層の読者に親しみやすく読みやすい広報紙を発行するにあたり、広報紙企画制作等業務を委託する者を広く募集し、最も適切な者を当該業務の受託者として選定することを目的とする。

実施にあたっては、公募型プロポーザル方式により、提案を広く求め、企画提案書やヒアリング内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を本業務の受託者として決定する。

#### 2 業務の概要

- (1) 業務名 越前市広報紙企画制作等業務
- (2) 業務内容 別紙「越前市広報紙企画制作等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間 令和5年12月1日から令和9年1月15日までの複数年契約とする。  
（令和6年1月15日号から令和8年12月15日号までを業務対象とする。）
- (4) 契約上限金額  
17,661,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
（年度割 令和5年度1,471,800円、令和6年度5,887,200円、令和7年度5,887,200円、令和8年度4,415,400円）
- (5) 契約条件 受託候補者を特定した場合は、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結するものとする。

#### 3 参加要件

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 公告日から契約締結日までの期間において、福井県及び越前市において指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 県内に本社を有すること。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 令和2年度以降に自治体等の広報紙、パンフレット、ポスター、チラシ又は一般の情報誌、テレビCM、広告などを企画及び制作した実績があること。
- (7) 越前市指名競争入札参加資格者でない者が、本業務の契約相手となった場合には、速やかに越前市指名競争入札参加資格審査申請書及び債権者・受取人登録申請書を提出すること。

#### 4 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和5年9月4日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式第6号）により、電子メールで提出すること。  
注）電子メール以外の方法で提出された質問に対しては、回答を行わない。
- (3) 回答予定日 令和5年9月11日（月）
- (4) 回答方法 電子メールで回答するほか、市ホームページのお知らせに掲載

#### 5 参加表明書の作成要領

- (1) 参加表明に必要な書類と提出部数（原本1部、副本10部）
  - ア 参加表明書（様式第1号）
  - イ 会社概要（様式第2号）
  - ウ 業務実績調書（様式第3号） 実績の見本を添付すること
  - エ 業務の実施体制（様式第4号）
  - オ 国税（法人税及び消費税）及び越前市市税に係る納税証明書（滞納及び未納がないことが確認できるもので、本書提出前1か月以内に発行されたもの）※越前市市税については、越前市に本社がある場合のみ。
- (2) 参加表明書の提出
  - ア 提出期限 令和5年9月15日（金）午後5時まで（必着）
  - イ 提出場所 越前市総合政策部ブランド戦略課地域情報発信室
  - ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。）又は書留郵便（当日消印有効）

#### 6 企画提案書等の提出

企画提案書において編集方針及び業務効率向上の実現化に対するコンセプト及び具体策等を示すこと。

また、仕様書の項番5、6、7、8については、個別に具体的な提案等を行うこと。  
なお、上記以外の提案もあれば可とする。

- (1) 企画提案に必要な書類及び提出部数
  - ア 企画提案書（様式第5号） 原本1部、副本10部
  - イ 仕様書5、6、7、8に対する企画提案資料

(任意様式) A4サイズ 原本1部、副本10部

ウ 実物大の完成見本 (A4サイズ) 原本1部、副本10部

市が提供する写真 (表紙の写真は自由とする。) と文字情報のデータを基に、提案者独自の印刷完成見本を作成すること。

ただし、子育て層向け企画ページは、提案者が独自に提案する内容で作成すること。(市のデータ提供はなし。)

- ・頁数は全10頁とし、広報紙令和5年10月号として作成する。

- ・完成見本の基本ページ構成

表紙1頁、特集2頁、インフォメーション1頁、健康1頁、広告・読者アンケート1頁、子育て層向け企画ページ1頁とし、残りの3頁については、現行広報紙の構成であるくらしの情報、まちトピ、施設の催しを、読者が必要な情報を探しやすいと思われるカテゴリーに分類して記事を作成すること。

- ・全ページカラーとする。

- ・表紙には、2023年10月号と通算発行217号ということが分かるような表記をすること。その他、タイトルやキャプション、使用するフォントなどは自由とする。

- ・使用する紙はA3二つ折りとする。(製本不要)

エ 広告に関する調書 (様式第8号) 原本1部、副本10部

オ 再委託調書 (様式第7号) ※再委託する場合のみ 原本1部、副本10部

カ 参考見積書 (様式第9号) 原本1部、副本10部

キ 上記ア～カの電子データ 1式 (CD又はDVD)

## (2) 企画提案書提出にかかる留意事項

ア 編集方針

市と市民のよりよい関係を構築するためのコミュニケーションツールとして、見やすく、分かりやすく伝えるために工夫を凝らすとともに、人の繋がりや行動に着目し、より親しまれ、手に取りたくなる楽しみの詰まった広報紙を目指す。

イ 業務効率向上

本業務委託では、専門性の高い業務 (ソフトウェア操作や紙面のデザイン・レイアウト作業) を業務委託することにより、人事異動に伴うスキル低下等を補完するとともに、広報紙制作業務の効率化を図る。

ウ 紙面デザイン及びレイアウト

- ・読者が紙面に興味を持てるようなデザイン (レイアウト) やタイトル・キャプションになるよう工夫する。

- ・幅広い層に読みやすく、親しみやすいものとするため、文字数、文字サイズ、フォント、色使いなどに配慮する。

- ・レイアウトの際、綴じ穴 (2穴) をあけるスペースを考慮する。

エ その他

- ・提案書の制作及び提出に係る一切の費用は提案者の負担とする。

- ・企画提案資料及び完成見本には、社名を表記しないこと。

### (3) 提出方法及び期限

- ア 提出期限 令和5年10月6日(金)正午まで(必着)
- イ 提出場所 越前市総合政策部ブランド戦略課地域情報発信室
- ウ 提出方法 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。)又は書留郵便(当日消印有効)

## 7 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を基に、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) プレゼンテーションに参加するのは1者あたり3人以内とし、説明を行うのは、参加表明書のエ 業務の実施体制(様式第4号)に示した管理技術者とする。
- (2) 原則として各者20分のプレゼンテーション及び15分程度のヒアリング(質疑応答)とし、順次個別に行う。応募状況により、プレゼンテーション及びヒアリングの時間は変更する場合がある。
- (3) プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書に基づくものとし、紙資料の追加配布は認めない。
- (4) 説明に当たり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。この場合において、プロジェクター及びスクリーンは市、パソコンは提案者が用意するものとする。なお、投影する資料は企画提案書の内容を逸脱しないこと。
- (5) プレゼンテーション当日の審査の順番は企画提案書の到着順とする。

## 8 審査方法

審査については、越前市広報紙企画制作等業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会において、企画提案書等を提出した者の中から、「越前市広報紙企画制作等業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準」(以下「評価基準」という。)に基づき、第1次審査及び第2次審査の内容を委員会の委員が評価(点数化)し、各委員の評価点(第1次審査と第2次審査の合計点数)の総合計が最も高い者を事業者として選定する。

### (1) 第1次審査(書類審査)

参加要件を満たす者の中から、提出書類を審査し、一定基準に達し、かつ効果が期待できる業者4者以内を選定する。

結果通知予定日 令和5年9月20日(水)(予定)

### (2) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査)

第1次審査により選考された者に対し、企画提案書等についてのプレゼンテーション

及びヒアリングを実施し、最も優れている提案を特定する。

### (3) 審査基準及び配点

「評価基準」のとおり

### (4) 小数点の処理

評価点の算出においては、平均点の小数点第2位までとし、小数点第3位以下は切り捨てとする。

### (5) 受託候補者の合格基準点

合格基準点 36 点

- ・第 1 次審査 4 点
- ・第 2 次審査 32 点

評価点については、全審査委員の評価点数の合計の平均値が合格基準点を満たす場合のみ、受託候補者とする。また、企画提案事業者が 1 者の場合、第 2 次審査を実施し総得点が総配点の 65%以上でなければ、受託候補者にはなれない。

(6) 実施日 令和 5 年 10 月 20 日 (金) (予定)

## 9 審査結果の通知

### (1) 第 1 次審査

書面により通知する。なお、選定された者のみ、第 2 次審査の日時、会場等について、書面及びメールで通知する。

### (2) 第 2 次審査

書面及びメールで通知する。

## 10 契約の締結

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。この場合において、受託候補者として特定された者から見積書（内訳明記）を徴収する。

また、契約保証金は、越前市契約規則第 26 条第 1 項第 6 号により免除する。

## 11 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者は失格するものとする。

### (1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア ヒアリング又はプレゼンテーションに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

### (2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

## 12 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 業務の実施体制（様式第 4 号）に記載した配置予定の管理責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議の上、変更の可否を決定する。

(6) 提出書類は、越前市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する（受託候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報に

については、特定後の開示とする。)。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

- (7) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、受託候補者特定作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。なお、特定後の受託候補者の企画提案書の著作権は越前市に帰属するものとする。
- (8) 企画提案書の提出者（第1次審査を通過した者に限る。）及び審査結果は市ホームページのお知らせで公表する。

### 1.3 日程

公告	令和5年	8月29日（火）	
質問受付締切り	令和5年	9月4日（月）	午後5時
質問回答	令和5年	9月11日（月）	
参加表明書の受付締切り	令和5年	9月15日（金）	午後5時
第1次審査	令和5年	9月20日（水）	（予定）
企画提案書等受付締切り	令和5年	10月6日（金）	正午
第2次審査	令和5年	10月20日（金）	（予定）
結果通知	令和5年	10月23日（月）	（予定）
契約締結	令和5年	11月上旬	（予定）
業務開始	令和5年	11月中旬	（予定）

### 1.4 担当部署（提出先・問合せ先）

〒915-8530 越前市府中一丁目13番7号

越前市総合政策部ブランド戦略課地域情報発信室 担当 武藤・岩崎

TEL 0778-22-3428

電子メール brand@city.echizen.lg.jp